

「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注)アンダーラインを引いた部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>1 取扱いの基本的な考え方</p> <p>(1) 長官指定告示物品の指定は、次の基本的な考え方で行う。</p> <p>イ ~ 八 (省 略)</p> <p>ニ 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で長官指定告示物品と共存させる<u>長官指定告示物品以外の物品</u> (以下「副剤」という。) についても別途指定する。</p> <p>なお、副剤にあっても前記口に該当するものであること。</p> <p>ホ <u>長官指定告示物品は、酒税法施行規則第13条第8項第3号の規定に基づき、あくまで酒類保存のため混和が認められるものが指定されることに留意すること。このため副剤を含めた長官指定告示物品の使用目的の細目を設けその使用目的を限定するとともに、長官指定告示物品 (副剤を含む。) 及び製剤について、成分規格及び試験方法を定めたものを指定することとする。</u></p> <p>ハ <u>長官指定告示物品を前記ホの使用目的にある細目の機能を利用して、副剤と同様の目的で共存させる場合には新たな指定を要しない。</u></p> <p>ト <u>長官指定告示物品の製造に必要な最少量の共存物質が含まれている以下の物品については、その共存物質を含んだもの全体を長官指定告示物品として取り扱うこととする。</u></p> <p>(イ) <u>粉末化に必要なデキストリンを含む柿タンニン</u></p> <p>(ロ) <u>原料の溶解・中和工程で生成する塩類を含むゼラチン</u></p> <p>チ <u>チタン酸カリウム等のようにろ過操作を容易にするために用いられ、酒類に残存しないものは混和物品に該当しないので、長官指定告示物品の指定対象としないものとする。</u></p> <p>(2) <u>長官指定告示物品のうち、酒類に残存する以下の物品については、食品衛生法上、食品添加物としての表示義務があるので、適切に表示が行われるよう留意すること。</u></p> <p>イ <u>酸化防止剤</u></p> <p><u>エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム又は二酸化硫黄</u></p>	<p>1 取扱いの基本的な考え方</p> <p>(1) 長官指定告示物品の指定は、次の基本的な考え方で行う。</p> <p>イ ~ 八 (同 左)</p> <p>ニ 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で長官指定告示物品と共存させる物品 (以下「副剤」という。) についても別途指定する。</p> <p>なお、副剤にあっても前記口に該当するものであること。</p> <p>(追 加)</p>

改正後	改正前
<p>ロ 保存料 <u>ソルビン酸又はソルビン酸カリウム</u></p> <p>ハ 安定剤 <u>アラビアガム</u></p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (省略)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (同左)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (同左)</p> <p>4 <u>指定後の定期検査について</u> <u>長官指定告示物品のうち既存添加物名簿に記載されている物品、一般飲食物添加物又は食品を含む製剤(以下「既存添加物名簿物品含有製剤等」という。)については、その物品が天然物に由来するという基原の特殊性から、酒類に混和する物品の品質を維持する目的のため、平成9年10月1日から次により定期検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>既存添加物名簿物品含有製剤等の定期成分検査の方法</u></p> <p>イ <u>既存添加物名簿物品含有製剤等の発売元(発売元がない場合は製造者。以下同じ。)に対しては、毎年別紙様式2「国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書」(以下「定期成分検査報告書」という。)に当該製剤の効能書を添付の上、国税庁長官あて提出するよう指導すること。この場合において、同じ発売元が発売する製剤のうち同一告示物品を使い配合のみ異なるものが複数ある場合にあっては、販売量の最も多い配合のものについて定期成分検査報告書を提出し、それ以外の配合のものについては別紙様式3「長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書」(以下「製剤の報告書」という。)を提出することとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、定期成分検査報告書の効能及び成分分析については3の(1)のなお書きと同様に試験成績書を添付させること。</u></p> <p>ロ <u>国税庁長官は当該定期成分検査報告書の報告書に基づいて審査を行う。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>4 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について （省 略）</p> <p>5 長官指定告示物品の取消し （省 略）</p>	<p>(2) 進達期限等</p> <p>国税庁長官への進達期限は毎年10月末日とし、進達期限の前年の10月1日より進達期限の9月30日迄の間に実施した試験（3の(1)のなお書に規定する試験をいう。）結果を提出すること。</p> <p>5 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について （同 左）</p> <p>6 長官指定告示物品の取消し （同 左）</p>

改正後

改正前

別表 1

長官指定告示物品の使用目的の細目と定義

別表 1

長官指定告示物品の使用目的の細目と定義

細目	定義	長官指定告示物品名
清 澄	酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁の発生を予防することをいう。	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、キトサン又はエンドウたんぱく
酸化防止	酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。	エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄又は窒素
酒質保全	酒類の貯蔵工程において、酒質を劣化させる物質の生成防止又は酒質を劣化させる物質の除去により、酒質の保持と安定化を図ることをいう。	ウレアーゼ、DL - 酒石酸水素カリウム、L - 酒石酸水素カリウム又はアラビアガム

細目	定義	長官指定告示物品名
清 澄	酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁の発生を予防することをいう。	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、キトサン又はエンドウたんぱく
酸化防止	酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。	エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄又は窒素
酒質保全	酒類の貯蔵工程において、酒質を劣化させる物質の生成防止又は酒質を劣化させる物質の除去により、酒質の保持を図ることをいう。	ウレアーゼ又はDL - 酒石酸水素カリウム

改正後			改正前		
再発酵防止	酒類の精製工程において、再発酵（雑菌の繁殖を含む）を抑え、酒質の維持を図ることをいう。	ソルビン酸又はソルビン酸カリウム	再発酵防止	酒類の精製工程において、再発酵（雑菌の繁殖を含む）を抑え、酒質の維持を図ることをいう。	ソルビン酸又はソルビン酸カリウム
酸度調整	酒類の製造又は精製工程において、正常な酸度の範囲に調整して品質の維持を図ることをいう。	炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム又はアンモニア	酸度調整	酒類の製造又は精製工程において、正常な酸度の範囲に調整して品質の維持を図ることをいう。	炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム又はアンモニア
酒質矯正	酒類の精製工程において、味、香り、色等に異常を来した酒質を矯正することをいう。	イオン交換樹脂又は活性炭	酒質矯正	酒類の精製工程において、味、香り、色等に異常を来した酒質を矯正することをいう。	イオン交換樹脂又は活性炭
(削除)	(削除)	(削除)	濁度調整	<u>しょうちゆう乙類の精製工程において、濁度の調整を行い、酒質の均一化と安定化を図ることをいう。</u>	<u>食用なたね油及びアラビアガム又は食用ごま油及びアラビアガム</u>
副剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で、長官指定告示物品と共存させる必要最小限度の物品をいう。	D L - リンゴ酸、D L - リンゴ酸とピロ亜硫酸ナトリウムの混合物、乳糖、デキストリン又はグァーガム	副剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で、長官指定告示物品と共存させる必要最小限度の物品をいう。	D L - リンゴ酸、D L - リンゴ酸とピロ亜硫酸ナトリウムの混合物、 <u>D - ソルビトールとエタノールの混合物</u> 、乳糖、 <u>デキストリン、グァーガム又はコハク酸ナトリウム</u>

改正後

別表2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の規格並びに試験方法

細目	種類	項目	成分規格	試験方法
清	柿タンニン (液状のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
	柿タンニン (粉末のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
	タンニン酸を添加した 柿タンニン (液状のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
	タンニン酸を添加した 柿タンニン (粉末のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
	タンパク質を主成分と するもの	(省略)	(省略)	(省略)
澄	多糖類を主成分とする もの	(省略)	(省略)	(省略)
	プロテアーゼを主成分 とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
	ペクチナーゼ又はヘミ セルラーゼを主成分と するもの	(省略)	(省略)	(省略)
	二酸化ケイ素を主成分 とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
	その他のおり下げ剤	(省略)	(省略)	(省略)

改正前

別表2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の規格並びに試験方法

細目	種類	項目	成分規格	試験方法
清	柿タンニン (液状のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
	柿タンニン (粉末のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
	タンニンを添加した 柿タンニン (液状のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
	タンニンを添加した 柿タンニン (粉末のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
	タンパク質を主成分と するもの	(同左)	(同左)	(同左)
澄	多糖類を主成分とす るもの	(同左)	(同左)	(同左)
	プロテアーゼを主成 分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
	ペクチナーゼ又はヘ ミセルラーゼを主成 分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
	二酸化ケイ素を主成 分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
	その他のおり下げ剤	(同左)	(同左)	(同左)

改 正 後

改 正 前

酒質保全	ウレアーゼを主成分とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
酸化防止、 酒質保全、 再発酵防止、 酸度調整又は酒質矯正	既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤	(省略)	(省略)	(省略)
	上記以外の長官指定告示物品	(省略)		(省略)
副 剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	(省略)	(省略)	(省略)

酒質保全	ウレアーゼを主成分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
酸化防止、 酒質保全、 再発酵防止、 酸度調整、 酒質矯正又は濁度調整	既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤	(同左)	(同左)	(同左)
	上記以外の長官指定告示物品	(同左)		(同左)
副 剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	(同左)	(同左)	(同左)

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>別紙様式1 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (同左)</p> <p>別紙様式2 <u>国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>国税庁長官 殿</p> <p>報告者住所 報告者氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 印</p> <p><u>酒類保存のため酒類に混和することができる物品につき、下記のとおり定期成分検査の結果を報告します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 商品名</p> <p>2 長官指定告示物品名及びその混合割合</p> <p>3 <u>副剤を含む場合はその物品名及び混合割合</u></p> <p>4 効能及び成分分析</p> <p>5 販売数量 (k g)</p> <p>6 製造者の住所氏名又は名称</p> <p>7 発売元の住所氏名又は名称</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(記載要領)</u> <u>この報告書は当該商品の発売元(発売元がない場合は製造者)が作成し提出してください。</u></p> <p><u>1 定期成分検査報告を必要とする「既存添加物名簿物品含有製剤等」は次のとおりです。</u></p> <p><u>(1) 長官指定告示物品のうち既存添加物名簿に記載されている物品(副剤を含む。)を含む製剤</u></p> <p><u>(2) 一般飲食物添加物(一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいいます。)又は食品を含む製剤</u></p> <p><u>2 混合割合については、%の小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。ただし、副剤にあつては小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記入してください。なお、小数点第2位又は第3位を四捨五入した値が0.0又は0.00の場合は、そのまま0.0又は0.00と記入してください。</u></p> <p><u>3 「効能及び成分分析」については、「長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法」により公的機関による試験を行い、当該機関が発行した成績書及び当該製品の効能書を添付してください。</u></p> <p><u>4 販売数量は前年10月1日から本年9月30日までの販売数量をキログラム単位で小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。なお、販売実績がない場合にはその旨記入してください。</u></p>

改正後

改正前

(削除)

別紙様式3 長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書

平成 年 月 日

国税庁長官 殿

報告者氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 印

「国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書」で報告した製剤と配合のみ異なる製品について、下記のとおり報告します。

記

- 1 「定期成分検査報告書」で報告した製剤(商品名)
- 2 配合のみ異なる製剤

改正後

改正前

商品名		
物 品 名 (<u>副</u> を 削 ぎ 減 量 割 合)	() %	() %
	() %	() %
	() %	() %
	() %	() %
	() %	() %
	() %	() %
	() %	() %
	() %	() %
	() %	() %
効能の差異		
販売数量	kg	kg
製造者の住所 氏名又は名称		
発売元の住所 氏名又は名称		

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(記載要領)</u> <u>この報告書は当該商品の発売元（発売元がない場合は製造者）が作成し提出してください。</u></p> <p><u>1 「『定期成分検査報告書』で報告した製剤（商品名）」については、「国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書」に記載している商品名を記入してください。</u></p> <p><u>2 「配合のみ異なる製剤」とは、上記1の製剤と同一の長官指定告示物品（副剤を含む。）を使用し、かつ、配合のみ異なる全ての製剤をいいます。</u></p> <p><u>3 混合割合については、%の小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。ただし、副剤にあっては小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記入してください。なお、小数点第2位又は第3位を四捨五入した値が0.0又は0.00の場合は、そのまま0.0又は0.00と記入してください。</u></p> <p><u>4 効能の差異については自社での比較試験結果などを適宜添付することとして差し支えありません。</u></p> <p><u>5 販売数量は前年10月1日から本年9月30日までの販売数量をキログラム単位で小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。なお、販売実績がない場合にはその旨記入してください。</u></p> <p><u>6 報告書に記載しきれない場合には適宜別紙を設けて添付してください。</u></p>

